

令和7年10月1日～

「マイナ救急実証事業」がスタートします

沖永良部与論地区広域事務組合消防本部では、令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、総務省消防庁と連携して、マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の実証事業を行います。

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携し実施するものです。

マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・ 傷病者の説明負担が軽減されます
- ・ より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



①傷病者が情報閲覧に同意する

②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要

③隊員が医療情報を閲覧する

④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

令和7年10月1日から実証開始
実施救急隊：沖永良部 1隊
与論 1隊



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



総務省消防庁✕
沖永良部与論地区広域事務組合消防本部

お問い合わせ
沖永良部消防署 救急係
TEL：0997-93-0119